

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

令和 4 年 2 月 21 日

写

かすみがうら市議会議長 岡崎 勉 殿



請願者

住所 茨城県東茨城郡茨城町
 団体名 茨城県労働組合総連合
 代表者名
 紹介議員

佐藤文雄

〔請願の趣旨〕

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展に尽力されていることに敬意を表します。

さて、私たちは全国労働組合総連合（全労連）の地方組織「茨城県労働組合総連合」（茨城労連）です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、最低賃金の引き上げ、非正規雇用労働者の均等待遇等の実現をめざして活動しています。

昨年 10 月 1 日から、茨城県の最低賃金は 28 円引き上がり 879 円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（930 円）に比べて 51 円低く、関東 1 都 6 県の中で下から 2 番目の低さです。東京や神奈川では、2019 年 10 月から最低賃金が 1000 円を超えて、現在は東京が 1041 円、神奈川が 1040 円になっています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の 3 つです。茨城県の最低賃金 879 円では、憲法 25 条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

特に、コロナ禍の中で最賃賃金ギリギリの低賃金で働く非正規労働者は貯金もできず、営業不振等で解雇されるような状態の中で、非正規労働者の多くを占める女性の自殺が大きな社会問題になっています。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅引き上げが欠かせません。

茨城労連は 2020 年 2 月から 5 月に県内で最低生計費試算調査を実施しました。調査結果からは水戸市在住の 25 歳の青年労働者の最低生計費は男性 252,987 円、女性 251,124 円（ともに税、社会保険料込み）で、年額に換算すると約 300 万円になります。月 150 時間で計算すると時給が男性 1687 円、女性 1674 円になります。東京などは住宅費が高いものの地方はガソリン代など交通費が高く、茨城県の最低生計費は東京を始め他府県ともほとんど差がありませんでした。調査結果からは最低賃金を全国一律 1500 円にする必要があるということが明らかになりました。

昨年、茨城労連が取り組んだ最低賃金引き上げの市議会請願を土浦市議会が採択しました。採択に賛成していただいた市議さんは、「私は長く中小企業の経営をしてきたが、社会保険料の事業主負担が大変で給料を上げることができなかった。しかし、給料を上げないと優秀な社員を雇うことができなかった。茨城労連の中小企業支援を充実させて最低賃金を上げるべきという請願には賛成」とおっしゃって採択に多大なご協力をいただきました。最低賃金と賃金を上げることは中小企業の経営上も必要なことです。

以上のような理由で、貴議会において最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、国及び関係機関に意見書を提出されることを請願いたします。

〔請願項目〕

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を今すぐ時給 1000 円以上に引き上げ、1500 円をめざすこと。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を拡充すること。

以上。

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)

現在、非正規雇用労働者は 2000 万人を超え、その多くが女性で占められています。非正規雇用労働者の多くは、フルタイムで働いても年収 200 万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。コロナ禍は貧困と格差を拡大し、生活困窮に拍車をかけています。

昨年 10 月 1 日から、茨城県の最低賃金は 28 円引き上がり 879 円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給(930 円)に比べて 51 円低く、関東 1 都 6 県の中で下から 2 番目の低さです。東京や神奈川では、2019 年 10 月から最低賃金が 1000 円を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の 3 つです。茨城県の最低賃金 879 円では、憲法 25 条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

最低賃金の引き上げは、コロナ禍の中にあっても地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えています。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金状態におかれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることに繋がってしまいます。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけです。

そこで、国においては、最低賃金の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立する必要があります。また、最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。

記

[請願項目]

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を即時時給 1000 円以上に引き上げ、時給 1500 円をめざすこと。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 4 年 月 日

市議会議長

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣 宛
中央最低賃金審議会会長 宛
茨城地方最低賃金審議会会長 宛

茨城県の最低賃金 10月1日から879円に

～ 今すぐ 1,000 円以上 めざせ 1,500 円！ ～



- ・茨城県内で働くすべての労働者が対象です。
- ・茨城県内における経営者は、時給 879 円未満で働かせることは法律違反です。
- ・最低賃金未満で働いていた場合、差額を後日請求することができます。
- ・月給者であっても、月給が 152,770 円 (879 円×173.8 時間) 以下の場合、最低賃金以下になります。

今年 28 円引き上がったけど、去年は 2 円。
平均しても 2 年で 15 円は厳しいわね。

< 関東地方の最低賃金 >

	引き上げ額	最低賃金額
東京都	28 円	1,041 円
神奈川県	28 円	1,040 円
埼玉県	28 円	956 円
千葉県	28 円	953 円
栃木県	28 円	882 円
茨城県	28 円	879 円
群馬県	28 円	865 円

全国加重平均 930 円



日本の最低賃金制度の問題点

- ①最低賃金額が低すぎる。
- ②全国一律でないため、都道府県によって最低賃金額に格差がある。
- ③中小企業支援が貧弱。

コロナ禍だからこそ、全国一律今すぐ 1,000 円以上、1,500 円をめざすべきだ！

茨城労連の取り組み その1

2020 年に実施した最低生計費試算調査では、水戸市在住の 25 歳単身男性の最低生計費は、252,087 円で年収に直すと約 300 万円。時給で 1,687 円になりました。

この結果は東京の北区よりも高い金額で、最低賃金を全国一律 1500 円以上にすべきという根拠になっています。

茨城労連の取り組み その2

各市議会に最低賃金引き上げの請願をおこない、請願は土浦市で採択されました。

ある市議は、「私は長年中小企業を経営してきたが、社会保険の事業主負担が大変で、給料を上げられず、優秀な社員を雇えなかった。最低賃金を上げて給料を上げられるようにすべきだ」と請願に賛成してくれました。

茨城労連の取り組み その3

最低賃金の引き上げと中小企業支援の充実（税、社会保険の負担軽減）を要求しています。

発行：茨城県労働組合総連合（茨城労連）

〒311-3121 東茨城郡茨城町谷田部 295

Tel 029-219-1031

知っていますか？

パワハラ防止法

～2022年4月から中小企業も含めて全ての企業に法律施行～

2020年6月から大企業対象に「パワハラ防止法」が施行され、2022年4からは中小企業も施行の対象になり、全ての企業、職場が「パワハラ防止法」の対象になります。

パワハラは、被害者だけでなくまわりで見ている職員にも悪影響を及ぼし、会社の生産性を下げる原因になることが多くの研究者の研究で明らかになっています。パワハラを放置した企業は、社会的な批判を受けることになり、社会的な信用を失墜することになります。

パワハラを被害者や加害者の個人的な問題にせず、会社の組織的な問題として考え、組織的な改善の取り組みを精力的にすすめるべきです。「知らなかった」や「何もできない」、「あれは個人の問題」では、パワハラを放置することになって社会的に許されることはありません。

法律では、何がパワハラ？

- ① 「具体的な攻撃」(暴力・傷害)
- ② 「精神的な攻撃」(脅迫・名誉毀損・侮辱・暴言)
- ③ 「人間関係からの切り離し」(仲間外し・無視)
- ④ 「過大な要求」(遂行不可能な仕事の強要)
- ⑤ 「過小な要求」(程度の低い仕事の命令、仕事を与えないこと)
- ⑥ 「個の侵害」(私的なことに過度に立ち入る)



法律で決められた講ずべき措置

- ① 自社のパワハラ方針の明確化、その周知・啓発
- ② 方針・対処内容を就業規則に規定し、周知
- ③ 相談窓口を定め、労働者に周知
- ④ 事実関係を迅速・正確に把握
- ⑤ 事実関係が把握できたら、被害者に配慮
- ⑥ 相談者などのプライバシーの保護
- ⑦ パワハラの相談を理由に解雇その他不利益な扱いの禁止

「パワハラ防止法」では、それぞれの会社がパワハラの方針を作り、加害者に対する対処の内容などを就業規則に定めて職員に周知することや相談窓口を作ってパワハラの実態把握に努めることが規定されています。

就業規則を公開しない、パワハラの方針や対処法について職員に知らせないことは法律違反です。

暴言や暴力だけがパワハラではありません。「指導だった」という場合も、ルール(時間制限、本人の同意等)がない指導はパワハラです。また、指導と言って「おまえ」とか「馬鹿野郎」などの暴言を繰り返すことは、被害者の自尊感情を傷つけることになり、パワハラです。

同僚や上司にかかわらず、パワハラを受けたら記録(写真や音声)をとることやメモとして記録を残すことが大事なことです。相手が作った文章などもコピーしておくことで後で活用できます。パワハラは記録が解決の出発点です。また、いろいろな人に相談して、解決に動いてくれる人を増やすことが大事なことです。

茨城県最低生計費試算調査の結果が出たよ！（10代～30代単身者）

2020年8月
茨城県労働組合総連合



茨城労連は、2020年2月から5月に最低生計費試算調査を実施しました。5月末時点で1358人分の回答を集約し、10代～30代単身者の回答を190人分集約しました。

190人の単身者（一人暮らし）のデータの分析結果を7月29日に記者発表しました。今回の茨城の調査には、茨城大学の長田華子先生と茨城大学の長田ゼミ生にも多大なご協力を頂きました。記者会見にも3人の学生が参加しました。

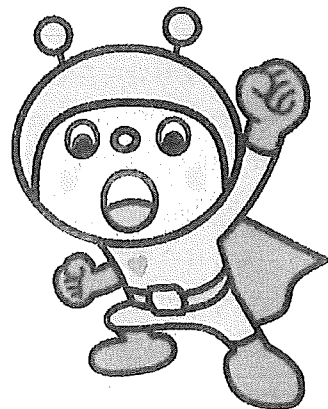
記者発表した調査結果は以下のとおりです。水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は、月額男性**25万2987円**、女性

は**25万1124円**で、年収に直すと約**300万円**になります。最低

生計費は憲法25条に保障された健康で文化的な最低限度の生活を維持するための金額です。しかし、多くの若者が非正規で働き、非正規で働く多くの若者は最低賃金ぎりぎりの低賃金で働いている若者が少なくありません。

<水戸市内をモデルにした普通の暮らしの内容>

- ・茨大付近の25㎡1K（2階、エアコン付き家賃35,000円）
- ・中古の軽自動車を保有（関連費用：月額25,000円）
- ・冷蔵庫・炊飯器・洗濯機・掃除機などは量販店で低価格のもの
- ・1か月の食費：男性約42,000円 女性約33,000円
朝は家でしっかり、昼食はコンビニなどで500円程度の弁当
- ・同僚や友人との飲み会・会食（1回あたり3,500円）を月2回
- ・休日は家で休養し、1泊以上の旅行は年2回（年間60,000円）
- ・月4回は恋人や友人とショッピングモールへ（1回2,000円）



試算の月額を賃金収入で得ようとする・・・

中央最低賃金審議会で用いる労働時間→月173.8時間（お盆・正月・GWもない非現実的な働き方）で除した場合 男性1,456円 女性1,445円 になります。

☞ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間（月150時間）で換算した場合

男性 1,687円 女性 1,674円 になります。

茨城県の最低賃金が2020年10月から**851円**になりました。茨城の最低生計費試算調査で

は、最低生計費は全国的に差がなく、最低賃金を全国一律**1,500円以上**に引き上げなければならないという結論になりました。

茨城県最低生計費試算調査の結果について

—新型コロナによる経済不況を抜け出すには、最低賃金を全国一律で1,500円以上に—

2020年7月27日 茨城県労働組合総連合

○現在の茨城県の最低賃金は849円である。この金額では、フルタイムで働いたとしても月額14万円にやっと届く程度である。ここから税金などを差し引くと可処分所得は10万円ほどであり、ワーキング・プア状態である。

○今回、茨城県労働組合総連合（茨城労連）では、茨城県で労働者がふつうに暮らすために必要な費用を科学的データにもとづいて明らかにした。

○具体的には、主に茨城労連に加盟する各単産の労働者を対象に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」及び持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「持ち物に関する調査」を実施し、その結果をもとに生活に必要な費用を一つひとつ丁寧に積み上げる「マーケット・バスケット方式」により、ふつうに暮らすために必要な費用を算定した。

○調査には、約1358名が回答をしている（回収率約19.4%）。今回は、その中から茨城ではたらく10～30代で一人暮らしの若者190名分のデータの分析結果を報告するものである。

○水戸市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額252,987円、女性＝月額251,124円（ともに税・社会保険料込み）が必要である。これは年額に換算すると約300万円となる（軽自動車所有ケース）。ちなみに、昨年東京都（北区）でも同様の調査結果が公表されたが、男性＝月額249,642円、女性＝月額246,362円であった（ともに税・社会保険料込み）。

○この生計費で想定した「ふつうの暮らし」の内容は、以下のようなものである。

・水戸市茨城大近辺の25㎡の1Kのワンルームマンション・アパートに住み、家賃は35,000円（2階、エアコン付き）。中古の軽自動車（44万円）を所有し、通勤や買い物、レジャーに使用している。自動車関連費は月額約25,000円。

・冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機などは、量販店で最低価格帯のものでそろえた。

・1か月の食費は、男性＝約42,000円、女性＝約33,000円。朝晩は家でしっかりと食べ、昼食についてはコンビニなどでお弁当を購入（1食あたり500円）。そのほか、月に2回、同僚や友人と飲み会・会食行っている（1回当たりの費用＝3,500円）。

・休日は家で休養していることが多い。1泊以上の旅行は年に2回で、その費用は年間6万円。月に4回は、恋人や友人たちと郊外のショッピングモールに行き、映画・ショッピングを楽しんでいる（1回2,000円で月に8,000円）。

○試算の月額を、賃金収入で得ようとする、時給換算で男性＝1,456円、女性＝1,445円（中央最低賃金審議会が用いる労働時間＝月173.8時間で除した場合）になるが、これはお盆もお正月もGWもない、非現実的な働き方である。ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算（月150労働時間）してみると、男性で1,687円、女性で1,674円となる。これまでに調査を行った21都道府県の結果と大きな差はない。つまり、最低賃金を全国一律で1,500円以上に引き上げなければならないという結論である。

○緊急事態宣言が発令されても休業しないで社会を支えたエッセンシャルワーカーは、最低賃金近傍で働く割合が高い。彼ら彼女らの仕事に報いるためには、最低賃金はふつうに暮らせる水準まで引き上げなければならない。いま、貧困と密を減らすことが最大のコロナ対策である。最低賃金は凍結ではなく、大幅に引き上げる局面である。